

2021年 1月 27日

各位

愛知県瀬戸市孫田町49番地

瀬戸製土株式会社

代表取締役 谷口元之



規制貨物等の該非確認書

当社が製造又は販売する下記商品が「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「輸出貿易管理令」別表第1規制貨物、及び輸出令別表第2規制貨物に該当するか否かの判定結果を以下の通り確認致します。

また米国のEAR(再輸出規制)対象品目であるか否かの判定結果も以下の通り確認致します。

I. 対象品目： レオン油土S, H, D

II. 該当・非該当の判定結果(下記のあてはまる箇所の□にレ印)

1. 輸出貿易管理令別表第1の1~15項(16項は除く)、及び別表第2に関して

該当 該当項番： _____

非該当

非該当理由

- 輸出貿易管理令別表第1の1~15項及び別表第2に該当する物質は一切含まれていない=「対象外」
- 輸出貿易管理令別表第1の1~15項及び別表第2に該当する物質を含有しているが、含有率が規制値に達していない。
含有物質名： _____ 含有率： _____
- 輸出貿易管理令別表第1の1~15項及び別表第2に該当する物質を含有しているが、規制値に達していない。
含有物質名： _____ 実際の数値： _____
- パラメーターシート(項目別対比表)による判定
- その他

2. 米国EAR(再輸出規制)に関して

※Commerce Control List(CCL) to the EAR(Export Administration Regulations)に基づく判定結果

対象品目である

- ECCN 分類番号 _____
- EAR99

※補足説明： _____

対象品目ではない

- 米国原産の貨物・技術を使用していない
- 米国原産の貨物が組み込まれているが、組込比率が製品価格の25%以下

不明

- 米国からの輸入品又は第三国経由再輸入品であるが、判定情報がなく不明
- 米国原産の貨物・技術を使用した製品があるが、判定した事がなく不明